

令和4年7月1日から

パートナーシップ宣誓制度が 始まります

境港市は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、笑顔あふれる日本一住みたいまちを目指すため、令和4年7月1日より「境港市パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始します。

パートナーシップ宣誓制度とは

一方、または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合う関係であることを宣誓した場合に、市が宣誓書受領証や受領カードを交付し、公的に証明するものです。

宣誓の手続き

【宣誓ができる人】

一方または双方が性的マイノリティであるお二人であって、次の①～⑤をすべて満たしている人

- ①二人のうち、少なくともいずれか一方が市内に住所を有している。
- ②民法に規定する成年に達している。
- ③配偶者(事実上の婚姻関係を含む)がない。
- ④宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていない。
- ⑤二人の関係が、民法で婚姻をすることができないとされている者同士でない。(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない。)
※なお、二人が養子縁組をしている場合は、ご相談ください。

1. 宣誓日時の事前予約

電話、またはメールにて宣誓日時を事前に予約してください。(メールの場合は、宣誓可能な日、時間帯を記入してください。)

《予約先》 地域振興課 人権政策室

電話 0859-47-1102

jinken@city.sakaiminato.lg.jp

2. パートナーシップの宣誓

予約した日時に必要書類をお持ちの上、宣誓するお二人が揃って市役所にお越しください。

市職員立ち合いのもと、宣誓書にご記入いただきます。

3. 受領証及び受領カードの交付

宣誓書や必要書類等に不備がなければ宣誓書受領証と宣誓書受領カードを交付します。

宣誓から交付まで、1時間～1時間30分程度かかります。(後日、郵送することもできます。)

【宣誓に必要な書類】

①住所が確認できる書類	住民票の写し、住民票記載事項証明書 (3か月以内に発行されたものをいずれか1通)
②配偶者がいないことを証明する書類	戸籍抄本、婚姻要件具備証明書など (3か月以内に発行されたものをいずれか1通)
③本人を確認できる書類	マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など のいずれか一つ

